平成２９年（フ）第１５６号
名古屋市港区港楽１丁目５番３号　マメゾン港楽106号
債務者　吉田　明弘
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５４５号
名古屋市中川区横前町16番地の１（ル・クラティー203号）
債務者　首藤　香織（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５８４号
名古屋市瑞穂区浮島町５番22号　名鉄交通南部第３寮903号
債務者　平山　謙一
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４１号
滋賀県愛知郡愛荘町愛知川708番地２　Ｅ．Ｋハイツ１　101号
債務者　田中　光江
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第４５号
滋賀県近江八幡市小田町80番地４
債務者　清水富士夫
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第９０号
兵庫県伊丹市荻野４丁目53番地１　荻野グリーンハイツ205号
債務者　石田　正明
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第５１号
神戸市西区井吹台西町１丁目２番地　２－708号
債務者　牧野　理沙
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第８１号
兵庫県明石市二見町東二見12番地の２、前住所兵庫県明石市大久保町西島140番地の８
債務者　安達　忠昭
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第８２号
兵庫県明石市立石２丁目４番16号　レオネクストパインルージュ立石202号
債務者　三木　直樹
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１４６号
兵庫県神崎郡市川町甘地243番地の１
債務者　竹内　勢子
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第７２号
奈良県橿原市葛本町211番地　第２ダイワハイツ202
債務者　姉﨑喜美代
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第２３１号
山口県宇部市西岐波968、申立時の住所広島市佐伯区楽々園１丁目４番７－201号
債務者　高尾　翔太
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４７号
徳島県阿波市阿波町梅ノ木原109番地３、旧住所徳島県阿波市阿波町勝命北179番地５
債務者　田中　静男
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４５号
愛媛県新居浜市西の土居町２丁目11番７号
債務者　鈴木　章子
1　決定年月日時　平成29年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第５３号
愛媛県新居浜市泉宮町３番2042号　ダイアパレス新居浜410号、前住所愛媛県松山市久米窪田町1059番地12
債務者　浅野　将彦
1　決定年月日時　平成29年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第１９号
愛媛県西予市宇和町上松葉41番地13
債務者　兵頭　竜男
1　決定年月日時　平成29年５月16日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２９年（フ）第６６号
福岡県久留米市櫛原町30番地10　センチュリー櫛原205号
債務者　増永　裕二
1　決定年月日時　平成29年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　福岡地方裁判所久留米支部